

令和2年度 商工団体等支援補助金（商工会議所等指導事業補助金） 評価表 NO. 26

所管部課名	商工観光部 商工政策課		担当者	吉井 一史				
事務事業名	商工団体支援事業							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、商工会議所等指導補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和2年度 予算額	24,800千円	国県支出金 千円	一般財源 24,800千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	商工会議所、商工会においての相談及び指導件数			11,000件	令和7年度			
成果指標②								
補助対象者	川内商工会議所、薩摩川内市商工会							
補助対象経費	組織の運営に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	(1) 中小企業への各種指導事業 ・ 中小企業相談所 ・ 経営、税務に関する巡回指導、説明会 ・ 労働保険等の事務代行等 (2) 地域活性化等に関する事業 ・ 中元大売出し ・ 歳末大売出し ・ 総合振興事業(各種イベントの開催) 等							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	川内商工会議所 9,800千円、薩摩川内市商工会 15,000千円							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	182,812,072	54.4%	179,537,103	56.7%	188,940,392	57.2%
		会費・手数料収入	61,237,072	18.2%	59,796,103	18.9%	61,234,392	18.5%
		事業収入	121,575,000	36.2%	119,741,000	37.8%	127,706,000	38.7%
		市補助金（指導事業補助）	27,000,000	8.0%	27,000,000	8.5%	24,800,000	7.5%
		市補助金（その他）	4,844,100	1.4%	3,177,000	1.0%	3,048,000	0.9%
		国・県等補助金	52,015,884	15.5%	53,247,947	16.8%	55,557,565	16.8%
		繰入金	15,074,000	4.5%	16,449,000	5.2%	12,046,000	3.6%
		（前年度繰越金）	21,697,891	6.5%	22,567,684	7.1%	26,096,045	7.9%
	その他	32,826,000	9.8%	14,898,000	4.7%	19,752,000	6.0%	
	計	336,269,947	100.0%	316,876,734	100.0%	330,240,002	100.0%	
	支出	事業費	126,157,446	37.5%	119,104,430	37.6%	126,543,523	38.3%
		管理費	132,459,817	39.4%	122,229,659	38.6%	124,093,111	37.6%
		繰出金	14,298,000	4.3%	20,248,000	6.4%	14,846,000	4.5%
		その他経費	40,786,000	12.1%	28,665,600	9.0%	35,032,000	10.6%
		（翌年度繰越金）	22,568,684	6.7%	26,629,045	8.4%	29,725,368	9.0%
		計	336,269,947	100.0%	316,876,734	100.0%	330,240,002	100.0%
	支出計/前年度支出計				94.2%		104.2%	
	自己資金/前年度自己資金				98.2%		105.2%	
翌年度繰越金/市補助金		83.6%		98.6%		119.9%		
交付件数		2件		2件		2件		
成果指標の推移①		9,283件		10,110件		9,655件		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 ①経営改善普及事業として実施している講習・研修会を各地域でもっと効率よく実施できないか工夫されたい。 ②成果指標に中小企業への各種指導事業として新規創業件数を、地域活性化等に関する事業として、各種イベント参加者数を追加するよう検討されたい。							
	【前回評価への回答】	①効率的な実施については、商工会議所、商工会に働きかけているところである。令和元年度キャッシュレス決済サービスの事業者向け説明会においては、商工会議所、商工会、通り会が連携し、どの会場でも受講できるよう工夫された事例もある。 ②新規創業件数、各種イベント参加者数の追加は検討を行ったが、指導等による成果に含まれることから、現在の相談及び指導件数を指標としている。						
	【今年度改善点】	特になし						
	【事業のPR方法】	市広報紙等により、2団体実施の検定試験、研修、各種イベントを案内している。						
	【費用対効果】	商工会議所、商工会が実施する経営指導や創業支援により、中小企業の経営安定化や地域経済の活性化が図られる。						
	【補助事業以外の事業】	法の定めるところにより、団体自身の営利および特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としない、公益的事業である。						
【その他】	薩摩川内市商工会について、平成27年度より甑地域で1名、東郷地域で1名県指導員の減に伴い、補助額の加算を平成28年度から3年間に限り行なっている。							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内商工会議所、薩摩川内市商工会の指導事業の支援等を行うことにより、市内中小企業の活性化を促し、地域経済全体の活性化を図っている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	中小企業の安定経営や活性化のため、地域内企業の実情を詳細に把握し、中小企業の経営指導やサポート等を行う商工会議所、商工会への支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	商工会においては、平成29年3月に「経営発達支援計画」が国の認可を受ける等、市内商工業者を支援するための有効な事業を積極的に展開している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	商工会および商工会議所は、市内のみならず全国的なネットワークを有しており、そこから得られる情報および専門的知見を活用することにより、より効果的な事業を実施できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	薩摩川内市総合戦略においても、産業競争力強化、安心・快適な職場環境等づくりの促進等が重要施策として掲げられており、施策の推進において、商工会議所、商工会の有する専門的指導は有効であり、市の補助金等の交付は、妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	中小企業等の発達支援、指導の取り組みに必要な経費であるが、補助額については、年次的に検討してまいりたい。

〈補助金の見直し結果〉	
内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 〈上記方向の理由〉 市内中小事業者等への経営支援による雇用の創出、魅力ある雇用環境づくりは継続的な取組が必要であり、その支援策として商工会議所及び商工会の持つネットワーク、専門的知見を活用した事業の展開、また、薩摩川内市産業支援センターの閉所により、さらに商工会議所及び商工会による創業支援や経営指導等の充実が求められることから、引き続き現状のままの補助が必要である。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 商工会議所及び商工会と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響、景気の動向、市内事業者の雇用情勢等を把握しながら進めたい。
	外部評価結果
	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 〈まとめ〉

商工団体等支援補助金交付要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成 24 年薩摩川内市告示第 204 号。以下「要綱」という。）第 2 条の表に掲げる商工団体等支援補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（商工団体等）

第 2 条 要綱第 2 条の表の補助事業者等に掲げる「商工団体等」は、次の各号に定める団体をいう。

- (1) 川内商工会議所
- (2) 薩摩川内市商工会
- (3) 薩摩川内市企業連携協議会

（補助事業等の要件）

第 3 条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 中小企業者等への各種支援事業
- (2) 中小企業者等間の交流・提携に係る事業
- (3) その他市長の必要と認める事業

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金は、組織の運営に要する経費（食糧費及び交際費は除く）について交付する。

（交付の申請）

第 6 条 規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 6 月 30 日とする。

（交付の基準）

第 7 条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に商工団体等支援補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第 8 条 規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自

ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 9 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 10 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の中小企業者等へ積極的な支援に努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。